

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成28年8月15日付けで行った法25条2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

### 第3 請求人の主張の要旨

本件処分により、生活扶助が支給されなくなり、住宅扶助が少なくなったので不服申立てをする。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 28 年 1 2 月 2 0 日	諮問
平成 29 年 1 月 2 7 日	審議（第 5 回第 3 部会）
平成 29 年 2 月 1 6 日	審議（第 6 回第 3 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

法 15 条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、同条 6 号に「移送」を挙げる。

そして、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知。地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項に基づく法定受託事務に係る処理基準）は、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、（略）給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」（第 3・9・(1)）とした上で、給付の範囲については、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」（第 3・9・(2)・ア）等としている。

### 2 これを本件についてみると、処分庁は、平成 27 年 6 月 19 日及び同年 7 月 7 日付けの各保護変更決定処分において支給漏れとなっていた医療移送費 680 円を、本件処分により追加支給したことが認められる。

したがって、本件処分は、上記 1 の法令等の定めに従い適正になされたものといえ、違算等の事実も認められないことから、違

法又は不当な点はない。

3 請求人は、生活扶助が支給されなくなり、住宅扶助が少なくなった旨主張し、本件処分の取消しを求めるものと解されるが、本件処分においては、医療移送費の追加支給のみを行っており、生活扶助や住宅扶助の変更決定は何らなされていないことから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成